

(様式 1-3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

NO.	2	事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）	事業番号	D-16-1				
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）					
総交付対象事業費	4,431,865（千円）		全体事業費	4,715,841（千円）					
事業概要									
<p>○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。</p> <p>震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となったため、隣接する体育馆に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。</p> <p>さらに、市体育馆は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。</p> <p>また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替えする施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりましても、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。</p> <p>このため、使用不能となった市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。</p>									
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・建物補償 (H26, H27)・事業面積：約 2.9 ha・事業箇所：須賀川市八幡町地内 <p>【市街地再開発事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・担当省庁：国土交通省・事業名：市街地再開発事業（市街地整備）・基本補助率：2／5									

当面の事業概要

<平成 26 年度>

○須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工監理
- ・建物物件補償（体育館・芭蕉記念館外）
- ・物件移転補償

<平成 27 年度>

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工監理
- ・物件移転補償（中央公民館・図書館）
- ・解体工事

東日本大震災の被害との関係

○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 頃所の仮設住宅に 157 世帯、377 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・建設場所：須賀川市牛袋町 12 番地（市文化センター駐車場）
- ・建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・建物構造：軽量鉄骨ブレース
- ・リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	藤沼湖下流域整備関連事業	事業番号	◆C-2-1-1
交付団体		須賀川市	事業実施主体(直接/間接)	須賀川市(直接)	
総交付対象事業費		390,000(千円)	全体事業費	390,000(千円)	

事業概要

○東日本大震災に伴う藤沼湖堰堤決壊により被災した 3 地区(滝・北町・城影)については、今回の災害を踏まえ、防災機能の強化を図る必要があるとともに、長沼農村環境改善センター(第 3 回配分決定)や藤沼湖自然公園内のやまゆり荘などの施設(第 4 回配分決定)と連携を図りながら、長沼地域の再生・復興を強力に進める必要がある。

このため、被災 3 地区において用地を取得し、防災公園を整備することにより、大地震等の災害が起きた場合の一次避難場所として当該地区の防災計画に位置付け、防災機能の充実強化を図るとともに、犠牲者に対する追悼の場としての広場も併せて整備することにより、平常時は、本被災地区が藤沼公園に近接していることから、同公園来訪者も利用できる公園機能を持たせ、地元住民との交流促進が図れる広場として、長沼地域の復興の拠点となるよう整備する。

【公園整備予定箇所】

○区域: 滝地区、北町地区及び城影地区の三地区 2.6ha

【震災復興計画】

○「須賀川市震災復興計画」の重点プロジェクトに「藤沼湖周辺の再生・整備」として位置付け、藤沼湖堰堤決壊による周辺施設の復旧に向けた取組を実施します。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

○地域等の合意形成、調査・測量・設計、不動産鑑定評価、公園用地買収等

<平成 26, 27 年度>

○公園用地買収

○公園整備工事

第 8 回申請 粗造成工 A= 2.6ha

第 11 回申請 公園施設整備工(基盤整備工、施設整備工)

東日本大震災の被害との関係

○東日本大震災に伴う藤沼湖堰堤決壊により、貯水していた約 150 万トンもの濁流が林地や立木、農地を巻き込んで、下流側の住宅区域の滝・北町地区を飲み込み、住民 7 名が死亡、1 名が未だ行方不明となっているなど、今まで築き上げてきた貴重な財産である宅地や農地、さらには住宅 22 戸が押し流されるという甚大な被害を受けた。

関連する災害復旧事業の概要

○藤沼湖堰堤復旧工事(災害復旧工事)

・県営災害復旧工事(工事着手:H25.12, 竣功見込:平成 28 年度)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-2-1
事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業
交付団体	須賀川市
基幹事業との関連性	
<p>東日本大震災に伴う藤沼湖堰堤決壊により、甚大な被害を受けた長沼地区においては、年間10万人もの来訪者がある藤沼湖自然公園の各施設と密接に関連した産業振興に取り組んできたところであります。また、当該自然公園内施設に就労するなど、雇用の面においても重要な役割を果たしてきたところであります。長沼地区の復興を進める上において、当該自然公園内施設の復旧復興は密接に関連しているものであります。</p> <p>また、基幹事業で整備する藤沼湖周辺施設（やまゆり荘、ふるさと体験館、コテージ）と効果促進事業区域は位置的に隣接しており、基幹事業で整備する施設利用者も利用できる施設として整備し、地元住民との交流促進の広場として当該地域の復興拠点とするものであります。</p> <p>さらに、災害時には、地区住民はもとより、基幹事業による施設利用者も一時避難所として利用できる施設として位置付け、市が策定した震災復興計画や復興まちづくり事業計画においても防災拠点として位置付けているところであります。</p> <p>このため、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（第4回配分決定）による藤沼湖自然公園内のやまゆり荘やふるさと体験館などの周辺施設の再生・整備と連携した取り組みを行い、被災者の生活再建を早期に進めるとともに、当該地区の防災機能強化及び藤沼湖周辺地域における地域経済の再生・復興を強力に進める必要があります。</p>	

(様式 1 - 3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

NO.	22	事業名	(仮称)市民交流センター整備事業	事業番号	D-16-2
交付団体	須賀川市	事業実施主体(直接/間接)	須賀川市		
総交付対象事業費	1,713,968(千円)	全体事業費	2,730,475(千円)		
事業概要					
震災により被災し使用不能となる甚大な被害を受けた市総合福祉センターについては、市庁舎と防災機能を分担し、平時は賑わいの拠点として、災害時には支援ボランティアの活動拠点として、市街地中心部の防災機能強化に寄与する(仮称)市民交流センターの整備を行う。					
〈従前施設の状況〉					
(1) 施設概要: 建築面積: 1,140.30 m ² 、延床面積: 6,818.04 m ² (H19年4月開館) 地上5階、地下1階(市民交流機能、子育て支援機能、福祉行政機能等)					
(2) 利用状況: 震災前は年間約25万人が利用					
(3) 被災状況: 主要構造躯体に甚大損傷(使用不能)。					
(4) 今後の方向性: 市民交流・市街地中心部の防災拠点として「(仮称)市民交流センター」を整備					
〈整備施設の概要〉					
(1) 施設の名称 (仮称)須賀川市市民交流センター (2) 整備予定地 須賀川市中町4番地1外 (3) 敷地面積 約7,600 m ² (拡張予定地を含む) (4) 延床面積(建築基準法) 約13,900 m ² (5) 構造 耐火構造及び耐震構造を基本とする。 (6) 駐車場収容台数 約100台 (7) 用途地域 商業地域(建ぺい率: 80% 容積率400%)					
当面の事業概要					
<平成25年度>→D-16-1-3(仮称)市民交流センター整備事業として実施 基本設計、現況・用地測量、地質調査、アトリウム解体設計					
<平成26年度>→D-16-2(仮称)市民交流センター整備事業として実施 実施設計、アトリウム解体工事、埋蔵文化財発掘調査					
<平成27年度>→D-16-2(仮称)市民交流センター整備事業として実施 施設付替工事、建設工事、駐車場整備工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により中心市街地の被害については、全壊家屋が589棟、大規模半壊が78棟、半壊が508棟と、半壊以上の被害が1,175棟となる大きな被害となり、これまで市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターは使用不能となるという、甚大な被害が生じたところである。					
関連する災害復旧事業の概要					
○総合福祉センター解体工事 構造: RC造 地上5階地下1階(6,818.04 m ²) 工期: 平成24年6月18日~平成25年9月30日					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					